

あおい社会保険労務士法人 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定します。

1. 計画期間 平成30年1月1日～平成32年12月31日

2. 内容

目標：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険
法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を職員
に周知する。

<対策>

- ・平成31年2月 育児、介護に関する事務所の制度を周知し、利用したいとき
に利用でき、同僚が利用するときはお互いに協力し合うことを
理解するように、職員全員を対象として説明会を実施する。